

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	28	担当課	健康増進課
法令名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律	根拠条項	第30条第2項	不利益処分の種類	医療特別手当等の一時差止め	
<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)</p> <p>(届出)</p> <p>第三十条 第二十四条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第二項、第二十七条第二項又は第二十八条第二項の認定を受けた者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当又は保健手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく前項の規定による届出をしないときは、その支払を一時差し止めることができる。</p>						